破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１０９７号
埼玉県鴻巣市箕田116番地２　201号室　幸村グリーンハイツ
破産者　相上　房子
１　決定年月日　平成25年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２５号
埼玉県川口市末広２丁目12番３号　コーポさつき100号
破産者　高畠　秀典
１　決定年月日　平成25年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４３９号
埼玉県新座市新堀１丁目７番５号　ウォーターパーク塚本Ｅ―Ⅱ号室、旧住所埼玉県越谷市大沢３丁目29番19号　ライオンズマンション北越谷第３―409
破産者　中沢　泰雄
１　決定年月日　平成25年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目15番地14　セジュール西村202号
破産者　永野　　修
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８号
北海道浦河郡浦河町堺町東４丁目３番19号
破産者　中村　雅司
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
岩手県奥州市水沢区台町１番22号
破産者　石川　秀夫
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第２５号
岩手県奥州市水沢区字土器田95番地２
破産者　千田　一恵
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３０号
福島県郡山市富久山町久保田字我妻122―１　エコール我妻102号、住民票上の住所福島県伊達市保原町上保原字細田入５番地３
破産者　赤井　正輝
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３号
川崎市宮前区平４丁目４番５―104号
破産者　中澤　　登
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
川崎市高津区末長261番地50
破産者　大内　祐子（旧姓横田）
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
富山県高岡市向野本町１番地、住民票上の住所岐阜県中津川市中津川4030番地の13
破産者　丹沢　惠子
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第５９号
富山県高岡市小竹235番地
破産者　山田　洋子
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第６０号
富山県高岡市小竹235番地
破産者　山田　晴彦
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第６４号
富山県小矢部市赤倉80番地
破産者　石野　耕司
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２６号
京都府綾部市位田町田岸90番地
破産者　大槻　幸記
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第６１１７号
大阪市浪速区大国２丁目17番25号　ラ・ドルチェ５Ａ号
破産者　和田叔子こと　崔　　任淑
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２１２号
大阪府交野市妙見坂６丁目16番10号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字西大路843番地　ブルーメの丘社員寮204号
破産者　高田　　一
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３６号
大阪市鶴見区諸口５丁目浜10番２号
破産者　Ｍｉｋａｄｏこと　神門　成隆
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０４号
大阪府豊中市緑丘４丁目28番５号
破産者　中島　章順
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部